691

第7号様式（第9条関係）
（その1）

収　支　報　告　書

令和 7 年分

（ふりがな）

1 政治団体の名称

すいもん　そだ　かい　こうえんかい
水門よしあきを育てる会（後援会）

2 主たる事務所の所在地

高山市冬頭町17番地4

3 代表者の氏名

水門義昭

4 会計責任者の氏名

水門義昭

事務担当者の氏名

大林泰雄

（電話）

0577－32－6766

（電話）

岐阜県収受令和－8.2.18 選挙第　号

政治団体の区分

- [ ] 政党
- [ ] 政党の支部
- [ ] 政治資金団体
- [ ] 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- [x] その他の政治団体
- [ ] その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- [ ] 2以上の都道府県の区域等
- [x] 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- [ ] 有
- [x] 無（この場合は以下を記入）

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- [ ] 政治資金規正法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- [ ] 政治資金規正法19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　から

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　から

（その2）

収　支　の　状　況

1 収支の総括表

収入総額				十億			百万			千					円
								5	1	0	1	0	6
	(前年からの繰越額)							5	0	9	5	2	3
	(本年の収入額)										5	8	3
支出総額													0
翌年への繰越額								5	1	0	1	0	6

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人の負担する党費又は会費													
金額			十億			百万			千				円
													0
員数													人
													0

(2) 寄附													
ア 寄附（イを除く。）の区分	金額												備考
			十億			百万			千			円	
(ア) 個人からの寄附												0	←様式(その7－1)の合計金額
[うち特定寄附]													
(イ) 法人その他の団体からの寄附													←様式(その7－2)の合計金額
(ウ) 政治団体からの寄附													←様式(その7－3)の合計金額
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)												0	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]													←様式(その8)の合計金額
イ 政党匿名寄附													←様式(その9)の合計金額
合計 (ア＋イ)												0	

(その6)

(6)その他の収入

摘　　要	金　　額												備　考
			十億			百万			千			円	
この頁の小計												0	
1件10万円未満のもの										5	8	3	
合　　計										5	8	3	

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資　産　等　の　有　無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備考
ア　土　　地	☐	☑	
イ　建　　物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金　　銭　　信　　託	☐	☑	
キ　有　　価　　証　　券	☐	☑	
ク　出　　資　　に　　よ　　る　　権　　利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	☐	☑	

（その18）

宣　　誓　　書

添付書類　（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　2　月　18　日

政治団体の名称
水門よしあきを育てる会（後援会）

会計責任者の氏名　水門義昭

（備考）
会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。